

## ○新見公立大学大学院学則

平成26年4月1日

規則第5号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 課程、研究科、専攻、学生定員及び教育研究上の目的（第3条・第4条）
  - 第3章 標準修業年限及び在学期間（第5条）
  - 第4章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
  - 第5章 入学、退学及び休学等（第9条—第20条）
  - 第6章 教育課程及び履修方法等（第21条—第26条）
  - 第7章 課程の修了（第27条・第28条）
  - 第8章 検定料、入学料及び授業料等（第29条・第30条）
  - 第9章 教員組織等（第31条・第32条）
  - 第10章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生（第33条）
  - 第11章 賞罰（第34条・第35条）
  - 第12章 附属施設（第36条）
  - 第13章 雑則（第37条）
- 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 新見公立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、深奥を究め、学術と教育の振興を図り、保健・医療・福祉の増進と地域医療の発展に寄与するとともに、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを目的とする。

## (自己評価)

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

## 第2章 課程、研究科、専攻、学生定員及び教育研究上の目的

(課程)

第3条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

(研究科、専攻、学生定員及び教育研究上の目的)

第4条 本学大学院に次の研究科及び専攻を置き、学生定員及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	収容定員	教育研究上の目的
健康科学研究科	博士前期課程	看護学専攻	4人	8人	保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組み、地域医療に貢献するとともに、総合的な調整能力とリーダーシップを有する看護専門職、看護研究者・教育者の育成を目指す。
	博士後期課程	看護学専攻	2人	6人	中山間地域に暮らす全ての世代の「こころ」と「身体」の健康を支えるために、教育研究機関、行政機関、医療機関等で、全世代型地域包括ケア看護学の深化・推進に貢献する質の高い看護研究者を育成する。
	修士課程	地域福祉学専攻	4人	8人	中山間地域の課題解決のために活躍する、福祉学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践するリーダーを育成する。

### 第3章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限及び在学期間)

第5条 本学大学院修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

2 博士後期課程の標準年限は3年とし、在学年限は6年を超えてはならない。

### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を区別して、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 大学開学記念日
- (4) 春期休業日 3月15日から3月31日まで
- (5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めた場合は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

## 第5章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、特別の事情がある場合には、後期始めに入学させることができる。

(入学資格)

第10条 本学大学院修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制

度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
  - (7) 文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
  - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めたもの
  - (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの
  - (10) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定めるものを含む。）であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと学長が認めたもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
  - (6) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達したもの
- （入学志願者の手続）

第11条 本学大学院への入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 提出すべき書類、提出の時期及び方法については、別に定める。

（入学者の選考）

第12条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学の手続及び入学の許可）

第13条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、本学大学院所定の書類を提出する

とともに、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程（平成22年規程第14号）に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

（転入学）

第14条 学長は、他の大学院に在籍している者で本学大学院に転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り選考の上、研究科教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第15条 第19条の規定により本学大学院を退学した者で、再び入学を希望するときは、学長は欠員のある場合に限り選考の上、教授会の審議を経て相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により再入学する場合は、第11条から第13条までの規定を適用する。ただし、退学の日から1年以内に再入学する場合は、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程に定める入学料は、免除する。

（保証人）

第16条 入学（転入学及び再入学を含む。）を許可された者は、保証人を定め、本学大学院の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は、保護者又は独立の生計を営む成年の者でなければならない。

3 保証人は、学生の在学中、当該学生に関する一切の事項について責任を負うものとする。

4 保証人が死亡し、又はその資格を欠くに至ったときは、保証人を補充しなければならない。

5 保証人の住所、氏名等に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

（休学）

第17条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2箇月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

3 疾病のため休学を願い出る者は、医療機関の医師の作成する診断書を添付して学長に願い出なければならない。

4 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 6 休学期間は、第5条に規定する在学期間には算入しない。
- 7 学長は、第1項、第2項又は第4項の行為を行ったときは、教授会に報告しなければならない。

(復学)

第18条 休学期間中に復学を希望するときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学等)

第19条 学生が退学しようとするとき、又は他の大学院に転学しようとするときは、理由書又は医師の診断書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、当該学生に対して退学を勧告することができる。
- 3 学長は、第1項又は前項の行為を行ったときは、教授会に報告しなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第5条第2項に規定する在学期間を超えた者
  - (2) 第17条第4項に規定する期間を経過してなお修業できない者
  - (3) 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者
  - (4) 死亡又は行方不明の届出がなされた者
- 2 学長は、前項の除籍を行ったときは、教授会に報告しなければならない。

## 第6章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第21条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

(教育方法の特例)

第21条の2 教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び履修方法)

第22条 授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数は、別表のとおりとする。

- 2 授業科目の履修方法については、この学則に定めるもののほか、学長が別に定める。

(1年間の授業期間)

第22条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第22条の3 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(研究指導・研究指導計画)

第22条の4 本学大学院は、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 前項の研究指導に関することは別に定める。

(授業科目の成績評価基準)

第23条 試験等の評価は、授業の到達目標に基づいた絶対評価とし、客観性及び厳格性を確保することとする。

2 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可をもって合格とし、不可は不合格とする。

3 前項の基準、評語等については別に定める。

(研究指導の成績評価基準)

第23条の2 本学大学院は、学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

2 前項の基準等については別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として、教授会の審議を経て学長が認定することができる。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等での研究指導)

第24条の2 修士課程及び博士課程の各研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又

は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第25条 教育上有益と認めるときは、第13条第2項の規定により入学を許可される前に、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により取得したものを含む。)及び前条第1項の規定により与える単位については、合わせて、10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の審議を経て、学長が認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

- 2 第14条の規定により転入学又は第15条の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目について修得した単位の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定するものとする。

- 3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の審議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

## 第7章 課程の修了

(修了の要件)

第27条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表の定めるところにより、必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表の定めるところにより、必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、特に優れた業績

を上げた者については、博士課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し当該課程を修了した者については2年を、前項ただし書の規定により修了した者にあつては当該在学期間それぞれを含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前項ただし書きの規定にかかわらず、第10条第2項第6号に該当する者の在学期間については、特に優れた業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 修士論文、博士論文の審査及び最終試験については、別に定める。

（修了の認定及び学位の授与）

第28条 前条の規定による要件を備えた者には、学長は、教授会の審議を経て修了を認定し、修了証書を授与する。

2 学長は、修了した者には、新見公立大学学位規程（平成22年規程第61号）の定めるところにより学位を授与し、学位記を交付する。

（教育職員免許）

第28条の2 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の資格を取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	免許
健康科学研究科	博士前期課程	看護学専攻	養護教諭専修免許状

## 第8章 検定料、入学料及び授業料等

（検定料等の額）

第29条 本学大学院の検定料、入学料及び授業料等の額並びに納付方法については、別に定める。

（授業料の減免）

第30条 学業成績優秀な者であつて、授業料の負担が困難と認められるものについて、別に定めるところにより、その授業料を減免することができる。

## 第9章 教員組織等

（教員組織）

第31条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、新見公立大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれを充てる。

2 前項に規定する者のほか、必要があるときは、客員教授又は非常勤講師を加えることができる。

(教授会)

第32条 本学大学院に教授会を置く。

2 教授会は、研究科長並びに研究科で科目を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

3 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第10章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生等)

第33条 本学大学院の開設授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、授業、研究及び設備に妨げのない限りにおいて、学長は、選考の上、教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 他の大学の大学院の学生で、大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

3 本学大学院において、所定の授業科目に関連した学術の研究を志願する者があるときは、当該研究科の教育及び研究に支障がない限りにおいて、学長は、選考の上、教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。

4 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 第11章 賞罰

(表彰)

第34条 学生として表彰に値する行為があつた者については、学長は、これを表彰することができる。

2 学長は、前項の表彰を行ったときは、教授会に報告しなければならない。

(懲戒)

第35条 この学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学長が行う戒告、停学及び退学の懲戒処分は、別に定める懲戒の基準（平成22年基準第10号）及び懲戒手続き（平成27年規程第109号）により行うものとする。

## 第12章 附属施設

（附属施設）

第36条 本学大学院の附属施設については、新見公立大学学則（平成22年規則第1号。以下「大学学則」という。）第40条の規定を準用する。

## 第13章 雑則

（学則の準用）

第36条の2 大学院の授業の方法、単位、履修方法、単位の授与、大学等以外の教育施設等における学修については、学則第21条第2項、第22条、第23条、第24条及び第27条の規定を準用する。

この場合において、同則第22条第2項中「卒業研究」とあるのは「特別研究」と、第24条第1項中「他の大学(短期大学及び高等専門学校並びに外国の大学及び短期大学を含む。以下同じ。）」とあるのは「他の大学、専門職大学又は短期大学において」と、第27条第1項中「学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における」とあるのは「学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について」と、同条第2項中「前条第2項の規定により修得したものと認めた単位数と合わせて、60単位」とあるのは「大学院学則第24条第2項の規定により修得したものと認めた単位数と合わせて、10単位」と読み替えるものとする。

（委任）

第37条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月1日規則第5号）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月1日規則第5号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第5号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条の別表、第27条及び第28条の2の規定は、令和5年度以降に入学する者について適用し、令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日以降において、本学大学院に再入学をした者に係る規定の適用については、当該者の属する同一年次に在学する者に関する規定の例による。
- 4 第4条の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	令和5年度の収容定員（人）	令和6年度の収容定員（人）
健康科学研究科	博士前期課程	看護学専攻	9※	8
	博士後期課程	看護学専攻	2	4
	修士課程	地域福祉学専攻	4	8

※従前の看護学研究科看護学専攻の収容定員5人を含む。

別表（第22条、第27条関係）

1 健康科学研究科 看護学専攻 博士前期課程

設置科目	科目名	必修単位	選択単位	修了要件	
共通 科目	研究	健康科学特論	2	共通科目から10単位以上（必修科目6単位含む。）	
	科	健康科学英語特論			2
	看護	看護研究特論	2		
	学専	看護実践と倫理			2
	攻	看護教育特論			2
		地域医療支援特論	2		
		学校保健特論			2
		看護管理特論			2

		精神保健特論		2		
		統計学特論		2		
専門 科目	地域 生	地域支援看護学特論		2	研究課題に関連した領 域の科目から選択し4 単位、2領域の選択外の 科目から4単位以上	
		高齢者ケア特論		2		
	活支 援	地域ケアマネジメント特論		2		
		在宅看護支援特論		2		
	看護 学 領域	療養	療養支援看護学特論			2
		支援	看護技術特論			2
		看護	成人看護支援特論			2
		学領 域	育成看護支援特論			2
	演習 ・ 研究	看護学課題演習	2			
		特別研究 I	4			
特別研究 II		6				

#### 修了要件及び履修方法

看護学専攻博士前期課程の修了要件は、共通科目から10単位以上（必修6単位を含む。）、専門科目の2領域のうちから各自の研究課題に関連した領域の科目から選択し4単位、2領域の選択外の科目から4単位以上、看護学課題演習2単位、特別研究I 4単位及び特別研究II 6単位の合計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

選択科目12単位以上には、地域福祉学専攻修士課程で開講する選択科目4単位を含めることができる。

#### 2 健康科学研究科 看護学専攻 博士後期課程

設置科目	科目名	必修単位	選択単位	修了要件
基盤科目	看護学研究方法特講	2		共通科目から4単位以上 (必修科目4単位含む。)
	地域包括ケア看護学特講	2		
	応用看護統計学		2	

	精神保健ケア特講		2	
専門科目	地域生活支援システム看護学特講		3	研究課題に関連した科目から選択し3単位
	継続療養支援開発看護学特講		3	
研究科目	看護学特別研究Ⅰ	4		
	看護学特別研究Ⅱ	4		
	看護学特別研究Ⅲ	4		
<p>修了要件及び履修方法</p> <p>看護学専攻博士後期課程の修了要件は、基盤科目から4単位以上、各自の研究課題に関連した専門科目から選択し3単位、特別研究Ⅰの4単位及び特別研究Ⅱの4単位、特別研究Ⅲの合計19単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。</p>				

### 3 健康科学研究科 地域福祉学専攻 修士課程

設置科目	科目名	必修単位	選択単位	修了要件
共通 科目	健康科学特論	2		共通科目から2単位以上 (必修科目4単位含む。)
	健康科学英語特論		2	
基礎科目	福祉共生社会特論	2		
	地域福祉学研究方法論	2		
	社会調査特論		2	
	量的調査特論		2	
	質的調査特論		2	
専門科目	地域福祉学特論Ⅰ(社会福祉理論領域)		2	
	地域福祉学特論Ⅱ(介護福祉領域)		2	
	地域福祉学特論Ⅲ(ソーシャルワーク領域)		2	
	地方政策学特論		2	
	地域包括ケア福祉学特論	2		
	コレクティブ・インパクト特論		2	
	専門演習	2		

研究科目	地域福祉学特別研究Ⅰ	4		
	地域福祉学特別研究Ⅱ	4		
<p>修了要件及び履修方法</p> <p>必修科目18単位、選択科目12単位以上を含む、合計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。選択科目12単位以上には、看護学専攻（博士前期課程）で開講する選択科目4単位を含めることができる。指導教員が担当する地域福祉学特別研究Ⅰ及び地域福祉学特別研究Ⅱを履修すること。指導教員が担当する選択科目を2単位以上修得すること。</p>				

## ○新見公立大学大学院履修規程

平成26年4月1日

規程第105号

改正 平成28年4月1日規程第105号

平成31年4月1日規程第105号

令和2年4月1日規程第105号

令和3年4月1日規程第105号

(趣旨)

第1条 この規程は、新見公立大学大学院学則（平成26年規則第5号。以下「大学院学則」という。）第22条第2項の規定に基づく授業科目の履修並びに第27条の規程に基づく修士論文及び博士論文（以下「修士論文等」という。）の審査及び試験に関し、必要な事項について定めるものとする。

(研究指導教員)

第2条 研究指導教員は、修士論文等又は演習を担当する専任の教員とする。

- 2 学生は、第1年次の所定の日までに研究指導教員を定め、授業科目の選択、修士論文等又はプロジェクト研究の成果の作成その他研究一般について、その指導を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、研究指導教員を定めるときは、当該教員の承認を必要とする。
- 4 研究指導教員は、新見公立大学大学院教授会（以下「教授会」という。）がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、変更することはできない。

(授業科目の履修)

第3条 学生は、毎学期の履修登録期間内に履修しようとする全ての授業科目を登録しなければならない。ただし、選択科目にあつては、開講から授業時数の3分の1を超えない日までに申し出れば履修科目の変更ができるものとする。

(単位の授与)

第4条 履修科目の単位の認定は、試験によって行うものとする。ただし、試験に代えて論文、レポート等により行うことができる。

(修士論文等の提出及び審査)

第5条 修士論文は、修士課程に2年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受け、所定の授業科目を30単位以上修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することができない。

- 2 前項の修士論文は、研究指導教員の承認を得て特定の課題についての研究の成果に代え

ることができる。

3 博士論文は、博士後期課程に3年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受け、所定の授業科目を19単位以上修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することができない。

4 第1項及び第3項の在学の期間に関しては、優れた業績を上げた者で教授会が特に認めた場合はこの限りでない。

5 修士論文等の審査及び最終試験は、別に定める。

(授業科目の試験)

第6条 試験の実施は、各授業科目の担当教員がこれを行う。

(追試験)

第7条 各授業科目の担当教員は、病気その他やむを得ない事情により試験を受けることができなかった者に対しては、追試験を実施することができる。

(再試験)

第8条 再試験は、原則として実施しない。

(受験資格等)

第9条 出席時数が授業時数の3分の2に満たない者は、単位の認定を受けることができない。

2 授業科目の担当教員は、対外交流に伴う届出のある欠席時数について、授業科目の履修に支障がないと認められる範囲内において、欠席時数とみなさないことができる。

3 試験の開始から30分を超えて遅刻した者は、試験を受けることができない。

4 試験の開始から30分を経過するまでは退室することができない。正当な理由なく退室する場合には、その試験は不合格とする。

(学生の責務)

第10条 授業科目の登録を変更しようとする者は、履修科目変更届を提出しなければならない。

2 学生は、大学院学則、この規程及び授業科目の担当教員又は試験監督者の指示事項を遵守し、試験を受けなければならない。

3 追試験を受けようとする者は、医師の診断書又は欠席の理由を証明する書類を添えて、当該試験の日から7日以内に追試験願を提出し、許可を得て試験を受けなければならない。

(試験監督者の責務)

第11条 試験監督者は、その授業科目の担当教員が行うものとする。ただし、やむを得ない

い事由がある場合は、この限りでない。

- 2 試験監督者は、試験が公正かつ正常に実施できるよう努めなければならない。
- 3 試験監督者は、試験の実施及び不正行為等の処置に関する全ての権限を有するものとする。

(成績の評価)

第12条 評点は100点満点とし、秀を90点以上、優を80点以上90点未満、良を70点以上80点未満、可を60点以上70点未満、不可を60点未満とする。

(不正行為とその処置)

第13条 試験における不正行為とは、カンニング行為、他人の論文・レポートの盗用、不正な引用等、公正な試験及び成績の評価が侵されると認められる全ての行為及び試験会場の秩序を乱すなど、正常な試験等の実施を妨害する行為をいう。

- 2 試験において不正行為を行った者は、当該科目を不合格とする。
- 3 試験中に学生の不正行為があった場合には、試験監督者は、関係資料を没収するとともに、当該学生を退室させなければならない。
- 4 不正行為に該当する事例が生じた場合は、試験監督者と教務課長で事実を確認し、当該学生の弁明を聴取した上で学長に報告して処置しなければならない。この場合、学長は教授会に報告するものとする。
- 5 不正行為が明確な意図を持って行われた場合又は試験等の実施に重大な影響を与えた場合には、懲戒処分の対象とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規程第105号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規程第105号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日規程第105号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規程第105号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日規程第105号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。